

第9回湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会

特に災害リスクの高い要配慮者利用施設について

令和6年5月29日

目次

◆調査の内容および目的について	3
◆調査の結果について	4
◆その後の取組について	5

調査の内容および目的について

■内容

避難確保計画が未作成の施設のうち、特に水害・土砂災害のリスクの高い区域内にある施設を抽出した。

■目的

特に水害・土砂災害のリスクの高い区域内にある施設の作成率が100%になるよう、調査を実施した。

該当する施設は、優先して避難確保計画の作成を支援する施設(以下「対象施設」という。)として整理した(令和5年12月13日時点)。

事務連絡
令和5年11月22日

各市町 防災主管課長 様

滋賀県知事公室防災危機管理局防災対策室長
滋賀県土木交通部砂防課長
滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室長
(公印省略)

水害・土砂災害リスクの高い要配慮者利用施設の調査について(依頼)

日頃は、本県の防災行政、土木交通行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成等が義務付けられており、貴市町においては、避難確保計画の作成等に向けた取組の推進に御尽力いただいているところです。

今般、避難確保計画が未作成の対象施設のうち、特に水害・土砂災害リスクの高い区域内にある、優先して支援を行う必要のある施設を抽出した上で、順次作成等が進むよう、本県としましても支援を行ってまいりたいと考えております。つきましては、下記について、御対応のほどお願いします。

記

1 調査内容

貴管内の地域防災計画で位置付けられた要配慮者利用施設で、避難確保計画が未作成のものうち、次に掲げる要件を満たすものについて、別紙調査票に記載の上、御提出ください。

- ・ 令和5年9月30日時点で、洪水浸水想定区域図または地先の安全度マップにおいて、3m以上の浸水深が想定される地区内に存在するもの
- ・ 令和5年9月30日時点で、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域内に存在するもの(「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査の調査票から引用ください。)

2 提出物

- ・ 調査票

3 提出期限、提出先

提出期限：令和5年12月13日(木)17:00

※上記提出期限までに御提出が難しい場合は御相談ください。

令和5年11月22日付け事務連絡

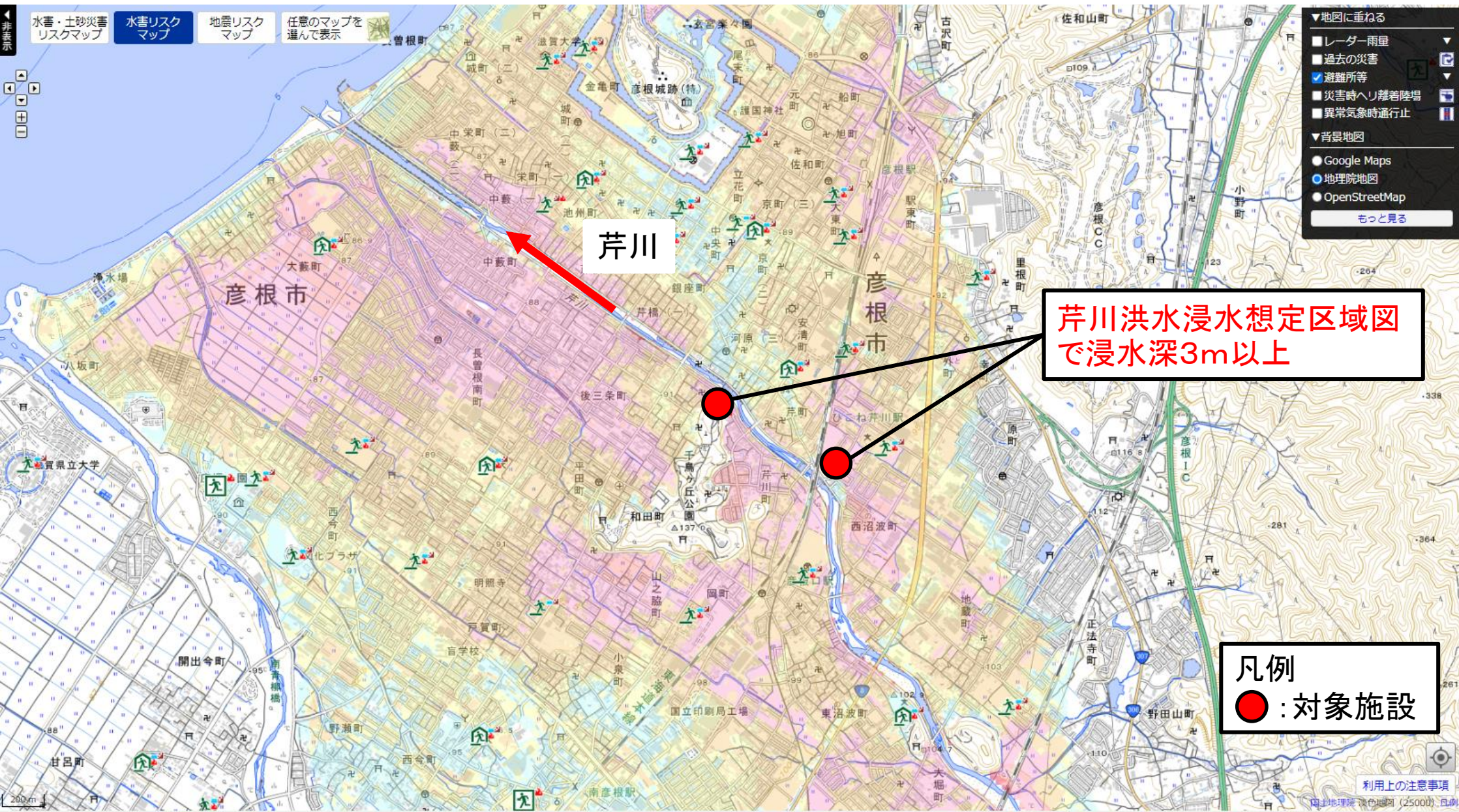
調査の結果について

■結果

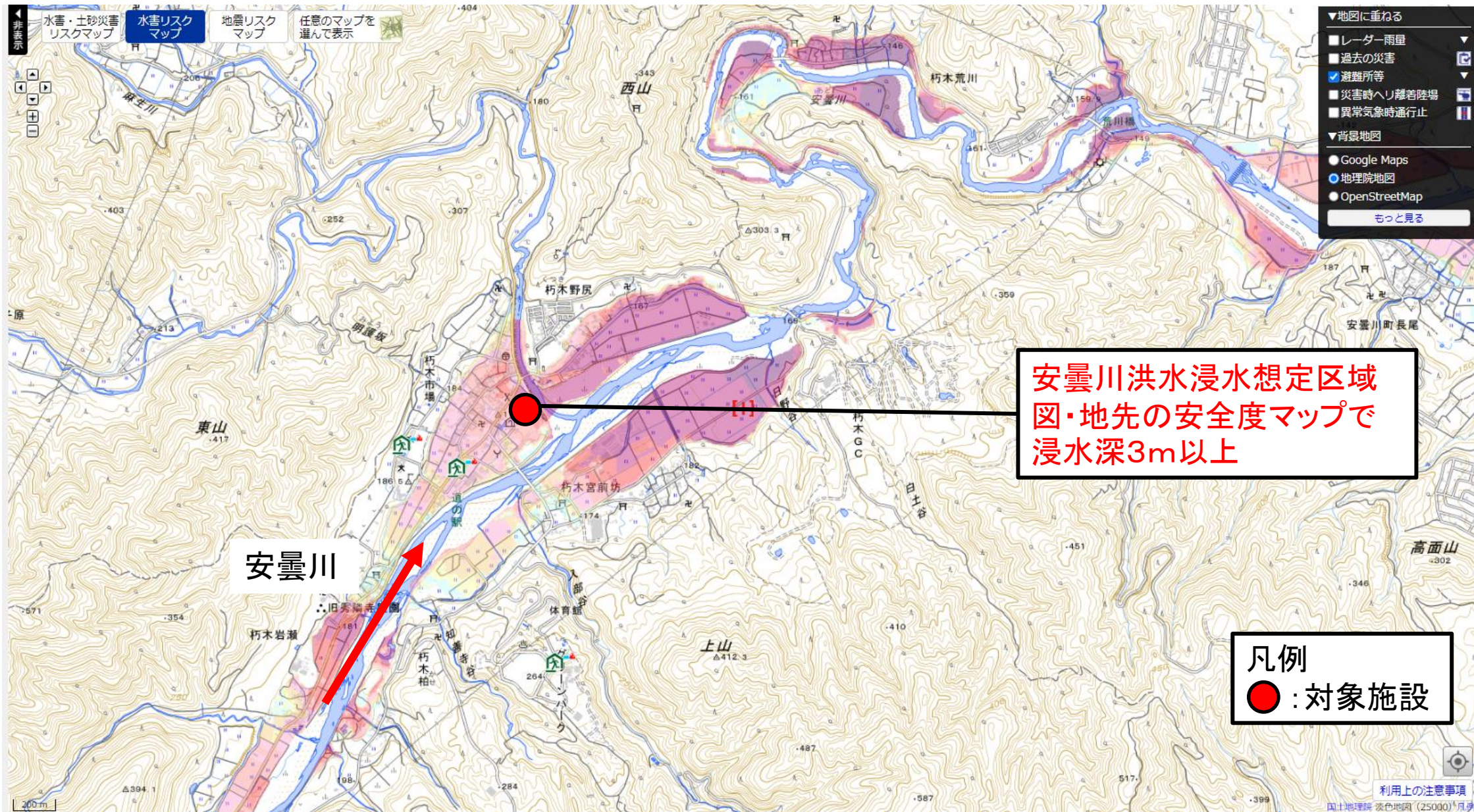
県内19市町から回答をいただいた。
うち3市1町(※)から、該当施設ありと回答いただいた。
対象施設数および施設の位置は次ページ以降のとおり。

※ 彦根市、高島市、東近江市、竜王町

彦根市.....対象施設数 2つ



・高島市……………対象施設数 1つ



・東近江市…………対象施設数 2つ



・東近江市……………対象施設数 2つ



その後の取組について

令和6年1月～3月の間に、各市町の担当者と連携して対象施設への支援を検討した。

令和6年度の出水期前までに避難確保計画の作成を完了させることを目標に、各市町から対象施設へ働きかけを行っていただいた。

◇各市町との協議結果

- ・彦根市:対象施設へ、改めて市から作成を促す。
(R6.3.23時点で、2施設において避難確保計画作成完了)
- ・高島市:対象施設へ、改めて市から作成を促す。
- ・東近江市:1施設は実質的に廃止されており、施設側からの廃止手続待ち。残り1施設は、施設の事業区分の見直しの途中で、施設側からの申請待ち(※)。
なお、県職員による、市職員向けおよび施設向けの研修会を開催予定。
- ・竜王町:対象施設へ、町から作成を促す。4/30までに作成するよう通知を发出したため、それ以降に未作成の施設が残っていた場合は、別途支援を検討する。

※ 当該施設は、保険医療機関であるほか、通所リハビリテーションを含む居宅サービス事業者として「みなし認可」を受けているが、実質的に通所リハビリテーション事業を行っていないことから、施設側でみなし認可を辞退する手続を検討している。なお、東近江市では、通所リハビリテーション事業を行っていない一般診療所は、地域防災計画で避難確保計画作成の対象としていない。